

会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書

2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で64万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員である。職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたり、その多くの職員が恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっている。

こうした状況を受け、2017年5月11日には地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、新たに「会計年度任用職員」制度が導入されるなど、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇が求められている。

2020年4月の法施行に向けて各自治体においては、任用実態の調査、把握のほか、関係条例・規則等の改正や新たな予算の確保などが必要となっており、行政サービスの質と量の維持や、臨時・非常勤職員の待遇改善、任用の安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望する。

記

- 1 臨時・非常勤職員の賃金・労働条件の改善に必要な地方自治体の財源を確保すること。
- 2 会計年度任用職員への移行にあたっては、現に任用されている臨時・非常勤職員の任用や労働条件が維持されるよう、各自治体に対し適切な助言を行うこと。また、人材確保や任用の観点から、引き続き検討を行うこと。
- 3 非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」に関する法整備の動向を踏まえ、パート労働法の趣旨が会計年度任用職員に反映されるよう、さらなる地方自治法の改正を行うこと。
- 4 「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営」の原則を堅持するため、本格的業務を担う臨時・非常勤職員を任期の定めのない正規職員として採用する仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月13日

群馬県南牧村議会議長 中澤幹男

衆議院議長 大島理森 殿